解決サポート北千住費用報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社トップワイジャパン(以下「法人」という。)の解決サポート北千住業務規程(以下「業務規程」という。)第41条及び第42条の規定に基づき、当事者が調停手続に関し事務局に納付すべき費用及び事務局が担当調停者に支払うべき報酬について、その額又は算定方法その他必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、業務規程において使用する用語の例による。

(費用の種類)

第3条 当事者が調停手続に関し事務局に納付すべき費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 調停申立手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 成立手数料

(費用の納付方法)

第4条 当事者が調停手続に関し事務局に納付する方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 振込による納付
- (2) 現金による納付

(調停申立手数料)

第5条 申立人は業務規程第18条第1項の規定により申立書を提出するときは、調停申立手数料及び第1回 の調停期日手数料として、11,000円(税込み)を事務局に納付しなければならない。

(期日手数料)

第6条 当事者は、第2回以降の調停手続の期日に係る手数料として、当該調停手続の期日を開く前日(休日であるときはその翌日)までに、それぞれ 5,500 円(税込み)を納付しなければならない。ただし、当事者間に期日手数料の負担割合についての合意があるときは、当該合意による負担割合によって算出された額を納付することができる。

- 2.一方又は双方の当事者が前項に規定する日までに期日手数料を納付しないときは、当該調停手続の期日を開催しない。この場合において、既に期日手数料を納付した当事者がいるときは、当該当事者に納付した期日手数料の全額を返還する。
- 3.一方の当事者が期日手数料を納付した場合であって、当該一方の当事者が無断で調停手続の期日に欠席したときは、相当の理由があると認められる場合を除き、当該期日手数料は返却しない。
- 4.業務規程第33条第2項に規定する和解契約書を作成するために調停手続の期日を開いたときは、当該調停手続の期日に係る期日手数料を納付することを要しない。この場合において担当調停者は、予め期日手数料を

納付することを要しない旨を当事者に通達しなければならない。

5.第2項に規定する期日手数料の返還に要する費用は、当該期日手数料を納付した当事者の負担とする。

(成立手数料)

第7条 当事者は、当事者間に和解が成立したときは、成立手数料を納付しなければならない。

2.成立手数料の額は、和解契約書に解決額として記載される経済的利益の額を紛争の価額として、当該紛争の価額について別表に示した基準により算出した額(1000円未満の端数がある時はその端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、担当調停者の意見を聴取し、事案の難易、解決までに要した期日の回数、時間等を斟酌し、成立手数料の額を 30 パーセントの範囲内で増減することができる。

3.前項に規定する紛争の価額の算出が困難な場合は、専門委員会において、事業の性質、複雑困難性その他の事情を勘案して、300万円以下の価額を紛争の価額として定める。この場合において、担当調停者は、専門委員会が定めた価額について、当事者に説明しなければならない。

4.当事者間の成立手数料の負担割合は、等分の負担とする。ただし、当事者間に成立手数料の負担割合についての合意があるときは、当該合意による負担割合によって算出された額を納付することができる。

5.成立手数料は、和解が成立した調停手続の期日から7日以内の日(休日であるときは、その翌日。)までに納付しなければならない。

6.和解契約書は、成立手数料が納付された後に交付又は送付する。

(費用の免額)

第8条 局長は、当事者が資力に乏しいことその他前3条に規定する費用の一部又は全部を納付することが困難であると認める相当の理由がある場合であって、当該当事者から申出があるときは専門委員会の意見を聴いて、当該費用の一部又は全部を免除することができる。

2.当事者が前項に規定する申出をするときは、費用の一部又は全部を納付することが困難であることを証明する資料を事務局に提出又は提示するものとする。

(その他)

第9条 事務局は、この規程に定める費用のほか、調停手続に要する実費が発生したときは、当事者の同意を 得て、当該実費を納付させるものとする。

(担当調停者への報酬)

第10条 事務局は、予め定めた算定方法により担当調停者の報酬を支払うものとする。

2.報酬の内訳及び算定方法は、以下のとおりとする。

- (1)第 5 条に定める調停申立手数料及び第1回の調停期日手数料、11,000 円(税込み)の内〇〇%を着手金として支払うものとする。
- (2)第7条に定める成立手数料の内〇〇%を報酬として支払うものとする。

附則

この規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第5条の認証を取得した日から施行する。

別表 (税込み)成立手数料算出基準

紛争の価額(A)	成立手数料
300万円以下	A×10%
300万円超~1500万円以下	24万円+(A-300万円)×8%
1500万円超~3000万円以下	50万円+(A-1500万円)×5%
3000万円超~5000万円以下	90万円+(A-3000万円)×3%
5000万円超~1億円以下	110万円+(A-5000万円)×0. 7%
1億円超	150万円+(A-1億円)×0.5%

[※]但し、事案の難易、解決までに要した期日の回数、時間等を斟酌し、成立手数料の額を 30 パーセントの範囲内で増減することがあります。